令和６年３月29日

各介護サービス事業所（施設）　管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広島県健康福祉局医療介護基盤課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒730-8511　広島市中区基町10-52）

令和６年度介護報酬改定に伴う体制届等の届出について

平素より，本県介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

今回の介護報酬改定に伴い，現在届け出ている施設等の区分，人員配置区分及び加算や減算の区分が変更となる事業所・施設(以下「事業所等」といいます。) は，新たに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び必要な添付書類(以下「体制届等」といいます。) の提出が必要となります。

届出に必要な様式（体制等状況一覧表、添付書類一覧）は、令和６年４月２日（予定）に県ホームページに掲載します。

【県ホームページ（準備中）】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kaigohoushuu/kaigokaisei2024.html>

１　報酬の改正状況

　　添付している「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（居宅サービス・介護予防サービス・施設サービス・サテライト）を参考にしてください（色付き部分が改正箇所）。

　　※　要件・体制届の様式等は現時点のものであり，変更・訂正になる場合があります。

２　提出期限

　　令和６年４月15日（月）とします。

　　※地域密着型サービス、居宅介護支援、広島市，呉市、福山市及び三次市の所管する事業所を除く。

※通リハ・訪問リハ・訪問看護・居宅療養管理指導の報酬改正（令和６年６月１日施行）に係る届出は、令和６年５月15日が提出期限です。

３　提出方法

　　「広島県電子申請システム」又は郵送により提出してください。

　　URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList\_initDisplayTop

手続名：【介護保険サービス】介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

４　体制届提出上の留意事項

（１）事業所控えの保管について

記載内容に補正等が生じた場合，電話等により連絡させていただきますので，問い合わせに対応できるよう、各事業所で提出した書類の控え（コピー）を保管して下さい。

（２） 受付後の処理について

加算届を受付後、必要書類に補正が生じた場合，電話等により連絡させていただきます。必要書類の不足や記載内容に誤りがある場合は、速やかに再提出をお願いします。期日までに補正書類の提出がない場合、４月１日から算定ができない場合がありますので十分にご注意下さい。

（３）加算届の提出後における内容の変更について

原則として、加算届を提出した後の内容の変更は原則として認められませんので、記入にあたっては，記入誤りがないよう，十分にご確認をお願いします。なお，加算届の提出後、やむを得ず訂正を行う事由が発生した場合は，各指定権者にすみやかにご連絡願います。

※提出にあたっては，記載内容及び添付書類に誤りがないか過去の書類との整合性を十分にご確認下さい

４　改正事項と体制届における取扱い

（１）新設された加算（または減算）

算定要件を確認の上，算定する場合は該当する区分を選択し，体制届等を提出してください。

　　（例：「口腔連携強化加算」を「あり」とする場合など）

（２）算定区分が変更された加算等

「加算あり」で算定していた事業所等は，算定要件を確認の上，該当する区分を選択し，体制届等を提出してください。

　（例：「加算あり」⇒「加算Ⅰ」・「加算Ⅱ」）

　　改正前の「加算Ⅰ」が，改正後の「加算Ⅱ」や「加算Ⅲ」にスライドして対応する場合などは，実質的に変更はなくても，体制届等を提出してください。

（例：「加算Ⅰ」・「加算Ⅱ」⇒「加算Ⅰ」・「加算Ⅱ」・「加算Ⅲ」)

（３）算定区分に変更はないが，算定要件が変更された加算等

　　　改正後の算定要件を確認の上，区分変更があれば，体制届等を提出してください。

　　　確認の結果，算定区分に変更がない場合は，体制届等の提出は不要です。

（４）算定区分と算定要件の両方が変更された加算等

　　　算定要件を確認し，現在算定している区分から変更があれば体制届等を提出してください。

（５）加算の名称が変更となったもの

（例：「夜間看護体制」⇒「夜間看護体制加算」

「選択的サービス複数実施加算」⇒「一体的サービス提供加算」）

　　　算定区分と要件を確認し，算定する場合は体制届等を提出してください。

（６）その他（主な事項）

ア　「高齢者虐待防止措置実施の有無」「業務継続計画策定の有無」の取扱いについて

各事業所において必ず要件を確認し，「減算型」に該当する場合は体制届を提出してください。新たな届出がない場合は，「基準型」として整理します。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 基準型の要件 |
| 高齢者虐待防止措置  実施の有無 | 虐待防止を図るために行う次の取組  ・対策を検討する委員会の開催と結果の周知  ・指針の整備  ・研修の定期的な実施  ・担当者の配置 |
| 業務継続計画策定の有無 | ・業務継続計画（感染症及び災害）の策定  ・業務継続計画に従い必要な措置を講じていること |

※令和６年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.１） （令和６年３月 15 日）問164～169参照　<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

※運営指導の結果、基準型の要件を満たしていないことが判明した場合は、過誤調整となる場合がありますので、必ず要件を確認してください。

　イ　処遇改善加算の取扱い

　　　令和６年６月１日異動分については，別途「体制等状況一覧表（令和６年６月１日異動分，処遇改善加算用）」を作成し，令和６年度処遇改善加算実施計画を提出する際に併せて提出してください。